

## 白河市地域密着型サービス等事業所の区域外指定及び利用に関する要綱

令和5年6月30日要綱第19号

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定及び法115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）等についての基準を定め、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

### (市外の地域密着型サービス等事業所の指定要件)

第2条 市長は、市外の地域密着型サービス等事業所から指定基準に適合した申請があつて、次の要件の全てを満たす場合に指定を行うものとする。

- (1) 事業所が所在する市区町村長の同意があること。
- (2) 事業所の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）が、市内の同種地域密着型サービス等事業所を利用することが次のいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。
  - ア 市内に同種サービスが存在しない場合
  - イ 市内の同種サービスにおいて定員等の空きがない場合
  - ウ 虐待からの避難による場合
  - エ その他、市内の地域密着型サービス等事業所の利用についてアからウまでと同程度の困難性又は特殊性が認められる場合

### (他の市区町村長が市内の地域密着型サービス等事業所を指定する場合の同意要件)

第3条 市長は、次の要件の全てを満たす場合は、他の市区町村長による市内の地域密着型サービス等事業所の指定に同意する。

- (1) 事業所に定員の空きがあり、受け入れることが可能であること。
- (2) 利用希望者を含め、本市の介護保険の被保険者でない者（本市に住民登録があり、本市に所在する法第13条の住所地特例対象施設に入所又は入居している他市町村の被保険者を除く。）の割合が事業所の定員等の概ね3割以内であること。
- (3) 利用希望者が、住所地の同種地域密着型サービス等事業所を利用することが次のいずれかの事由により不可能又は著しく困難であること。
  - ア 住所地に同種サービスが存在しない場合
  - イ 住所地の同種サービスにおいて定員等の空きがない場合
  - ウ 虐待からの避難による場合
  - エ その他、住所地の地域密着型サービス等事業所の利用についてアからウまでと同

程度の困難性又は特殊性が認められる場合

- 2 前項第2号に規定する「定員等の概ね3割以内」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護については契約者数の概ね3割以内をいい、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については登録者数の概ね3割以内をいい、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については利用定員の概ね3割以内をいう。

(認知症対応型共同生活介護等の利用の要件)

第4条 市内の地域密着型サービス等のうち、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を利用することができる者は、前条に規定する場合を除き、本市に継続して3月以上住所を有している者とする。

(利用要件の例外措置)

第5条 本市に継続して3月以上住所を有していない者が、地域密着型サービス等のうち、認知症対応型共同生活介護等の利用を希望する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該認知症対応型共同生活介護等を利用できるものとする。

- (1) 利用要件の改正の際、現に当該認知症対応型共同生活介護等を利用していた場合
- (2) 転入前の住所地において同種のサービスを利用していた者であって、認知症対応型共同生活介護等を利用することができなくなった相当の理由があり、かつ、本市において同種のサービスを利用する必要があると認められる場合
- (3) 虐待からの避難等、緊急に認知症対応型共同生活介護等を利用することが必要と認められる場合
- (4) 前3号のほか、市長が特に認める場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか白河市地域密着型サービス等事業所の区域外指定及び利用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。